

関西外国語大学英語研究会 E F E L 基金の運営に関する規定

第1条（設置）

関西外国語大学英語研究会（以下「E S S」という）の正式な同窓会である E F E L に「E F E L 基金」（以下「基金」という）を置く。

第2条（基金の目的）

E S S の活動に対して支援を行い、もって関西外国語大学及び E S S の知名度の高揚、英語力の向上など E S S への貢献を目的とする。

第3条（事業）

基金は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- （1）E S S の対外的事業やイベントへの金銭的支援
- （2）必要に応じて指導者やコーチを採用する
- （3）その他、第2条の目的を達成するための諸活動への支援

第4条（基金運用の禁止）

いかなる場合においても、投資等による基金の運用は、これを禁ずる。特別基金の設置はこれを認めない。

第5条（基金の構成）

基金は、E F E L 会員による寄附をもって構成する。E F E L 会員以外からの寄附の受付は、次条に定める委員会において審議する。

第6条（基金運営委員会）

基金の運営に関する重要事項を審議するため、基金運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

第7条（審議事項）

委員会は、次に掲げる事項を審議する

- （1）基金の設置に関する事項
- （2）E S S から都度提示される支援依頼案件に関する是非及び支援の規模
- （3）基金の予算及び決算、寄附の受付に関する事項
- （4）基金への拠出者の氏名公表（匿名希望は除く）に関する事項
- （5）その他、基金の運営等に関する事項

第8条（組織）

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する

- （1）委員長
- （2）副委員長
- （3）委員
- （4）委員
- （5）財務部長

第9条（委員の選任）

- （1）委員長はE F E L会長をもって充て副委員長、委員及び財務部長は、委員長が指名する。
- （2）委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- （3）委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第10条（会議等）

- （1）委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- （2）議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- （3）委員会は、審議結果等についてE F E Lに報告するものとする。
- （4）委員会は、ビデオ会議等電子的な手段によって開催することを許容するが、必ず議事録を作成し、審議における賛否は、実名において記録されねばならない。

第11条（事務）

- （1）委員会の事務は、E S S及び関係各所の協力を得て処理する。
- （2）会計は、E F E L、E S Sとは別に独立した会計事務を行う。

第12条（監査）

監査は、委員会以外のメンバーから2名選出し、毎年1回の監査を行い、結果をE F E L総会において報告する。

第13条（その他）

この規定に定めるもののほか、基金に関する必要事項は、別に附則として定める。

付則. 1 本規定は、平成26年7月30日より施行する。